

第七次伊達市総合計画策定支援業務委託プロポーザル募集要項

1. 業務名称

第七次伊達市総合計画策定支援業務

2. 業務の概要と目的

本市では、市民の方々と本市の現状についての認識を共有しながら、将来像をともに描き、わかりやすいまちづくりの指針となる次期総合計画を平成30年12月に策定予定である。

国立社会保障・人口問題研究所発表の将来推計人口によると、本市の人口は2030年には約3万人となることが見込まれており、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が懸念されている。

本業務は、人口動態を考慮した人口、産業、財政についての分析やアンケート調査による住民意向の把握、課題解決に必要な施策の検討等を行い、市民の積極的な参画が図れるよう配慮しながら、次期総合計画を策定するために必要な業務を総合的に支援することが目的である。

3. 業務内容

別紙「第七次伊達市総合計画策定支援業務委託業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。

4. 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

5. 事業費限度額

20,350千円（消費税および地方消費税を除く。）

※うち、平成29年度は11,610千円以内、平成30年度は8,740千円以内

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 応募書類の提出時点において、伊達市競争入札参加資格審査規程（平成7年訓令第3号）第4条による参加資格を有する者と認定された者であり、かつ、第9条による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者その他の反社会的である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められない者であること。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成23年度から平成28年度までの間に、地方公共団体の総合計画（基本計画を含む）のほか、各行政分野における基本計画等の策定支援業務を元請として完了した

実績があること。

8. 申込方法及びスケジュール

(1) 募集要項及び提出書類様式の配布

配布期間：平成29年4月20日（木）～5月2日（火）まで

（土日祝日を除く、午前8時45分～午後5時30分まで）

※募集要項等については、伊達市ホームページにも掲載している。

(2) 質問の受付及び回答

①受付期限

平成29年5月8日（月）まで

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。

②回答

質問に対する回答は、随時伊達市ホームページ上で公表する。

(3) 参加申込書の提出（別紙様式1-1）

本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに参加申込書を提出し、参加の意思表示を行うこと。

提出期限：平成29年5月2日（火）午後5時30分まで

提出は下記事務局あて郵送又は持参すること。郵送の場合は、提出期限までに事務局に必着のこと。

(4) 応募書類の提出

① 提出書類

ア 誓約書…1部（別紙様式1-2）

イ 企画提案書（様式任意） 8部

ウ 類似業務実績調書（様式任意） 8部

エ 受託金額見積書（様式任意） 8部

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

応募書類については、イからエを一式として各1部ずつクリップ留めして提出し、ステープラー等は使用しないこと。

② 応募書類の提出期限

平成29年5月11日（木）午後5時30分まで

※ 応募書類の提出は、下記事務局まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

(5) 募集要項及び提出書類様式の配布場所及び提出先

〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1

伊達市企画財政部企画課企画調整係 担当：菊地・堀

ホームページ：<http://www.city.date.hokkaido.jp/>

（募集要項および提出書類様式をダウンロードできます。）

(6) 問い合わせ先及び質問書のメールアドレス

電話：0142-23-3331（内線218）

FAX：0142-23-4414

メール：kikaku@city.date.hokkaido.jp

9. 審査に関する事項

(1) 審査方法及び審査基準

別紙「第七次伊達市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査要領」による。

(2) 候補者選定審査

応募者によるプレゼンテーションを実施する。

① 開催日

平成29年5月17日（水）午前中を予定。

② 開催場所

伊達市役所内（北海道伊達市鹿島町20番地1）

③ その他

ア プレゼンテーションの日程、実施時間および会場の詳細等は、応募書類の提出期限後速やかに各応募者あてに通知する。

イ 応募者が多数の場合、事前に企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を選定する場合がある。

ウ 応募者が1者のみの場合、プレゼンテーションは実施せず、書類審査により可否を決定する。

エ プレゼンテーションへの参加者は、各団体3名以内とする。

(3) 審査結果

① 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。

② 契約候補者および審査結果は本市のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、契約候補者以外の応募者名は非公表とする。

③ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

平成29年5月下旬

10. 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本市において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

11. 失格要件

(1) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

(3) 募集要項における諸条件に違反した場合

12. その他

(1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本市は、当該著作権を無償で使用できることとする。

(4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。